

個別施策6 システムの標準化



施策概要

自治体における情報システムは、これまで住民ニーズへの対応や利便性向上の観点から、各自治体が各々カスタマイズを行ってきた結果、その発注や維持管理、制度改正対応などについて個別対応が必要となり、自治体ごとに人的、財政的負担が生じています。また、同一ベンダ[※]のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なるなど、共同クラウドへの移行を妨げています。さらに、自治体ごとに様式や帳票が異なることは、それらを利用する住民や企業等の負担にも繋がっています。

このような課題を解決するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）が令和3年9月1日施行され、政令で特定される標準化の対象となる事務について、国が定めた標準化基準（データ項目や形式、機能や様式、帳票など）に適合した標準準拠システムを利用することが義務付けられました。また、地方自治体は、国による全国的なクラウド[※]（ガバメントクラウド）を活用して情報システムを利用することが努力義務となっています。

システムの標準化は、自治体が情報システムを個別にカスタマイズする必要がなくなることから、人的、財政的負担が減少し、システム間のデータ移行が円滑化することによりベンダ[※]の切替が容易になることが考えられます。また、標準化システムとマイナポータル[※]のびったりサービスとの接続など、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携が今後行われ、住民の利便性の向上に資することとなります。そして、標準準拠システムの利用に合わせて、業務フローを見直すことで、システムの共同運用、AI[※]・RPA[※]等のデジタル技術の活用がしやすくなり、行政運営の効率化にも資することとなります。

本市においても、国の動向や標準準拠システムの開発状況に注視しながら、システムの標準化及びクラウド[※]化を目指します。

■標準化対象システム

現在、国から示されている標準化対象システムは、下表のとおり自治体の主要な20業務を処理するシステムとされていますが、情報システムによる処理の内容が各自治体において共通しているという観点などから、これら以外の業務を処理するシステムについても今後追加される可能性があります。

No.	業務名	No.	業務名
1	児童手当	11	戸籍
2	子ども・子育て支援	12	就学
3	住民基本台帳	13	健康管理
4	戸籍の附票	14	児童扶養手当
5	印鑑登録	15	生活保護
6	選挙人名簿管理	16	障害者福祉
7	固定資産税	17	介護保険
8	個人住民税	18	国民健康保険
9	法人住民税	19	後期高齢者医療
10	軽自動車税	20	国民年金

個別施策6 システムの標準化



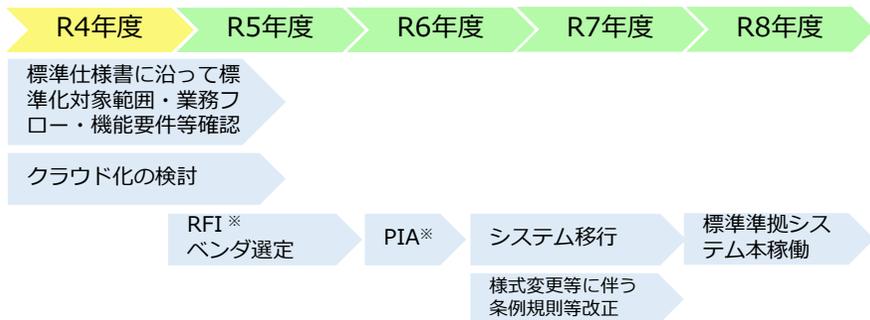
課題

今後、標準化法に基づき、全ての自治体が令和7年度を目標時期として標準準拠システムへ移行する必要があります。短期間に集中してシステムの移行を行うことから、全庁的な体制整備や綿密な移行計画を策定し、事務負担を平準化することが重要です。

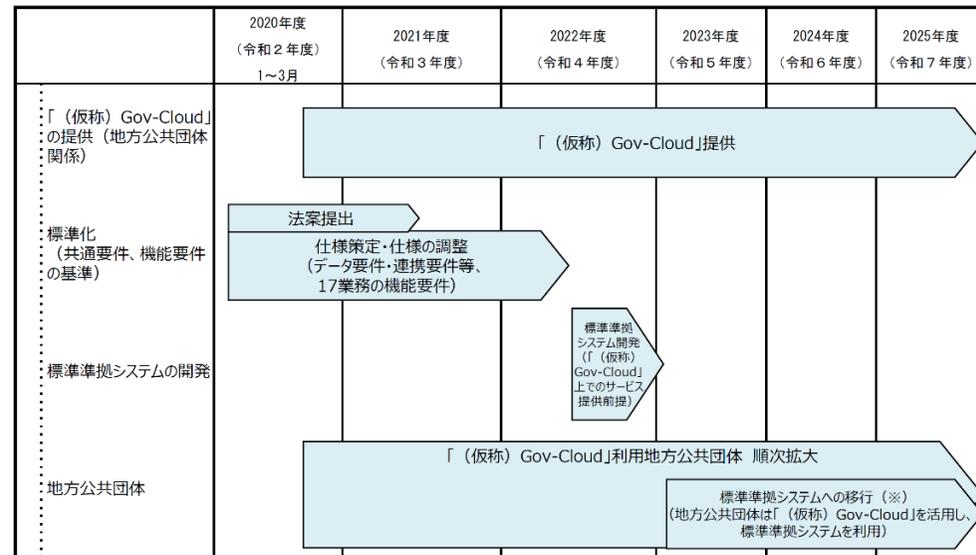
標準化の取組は、自治体が足並みを揃えることで大きな効果が得られることから、自治体間でテストやデータ移行時期の調整が生じることが考えられます。また、関係府省が標準仕様書を作成しており、各自治体はその検討状況を注視しながらシステム移行対象や範囲、それらに関する現行ベンダ※や契約内容の把握を行うなど、スケジュールに余裕をもって標準化に取り組む必要があります。

標準仕様書においては、システムの機能要件に加え、様式要件、帳票要件があることから、必要に応じて条例や規則改正が必要になります。さらに、同書には参考として機能要件に対応した標準的な業務フローを示すこととされており、現在の業務フローなどの見直しを行うことが重要です。そのため、新たな業務フローに基づく、全庁的なBPR※に取り組むことも考えられ、標準化は単なるシステム移行に留まらない取組であることに留意が必要です。

スケジュール



自治体情報システムの標準化・共通化・ガバメントクラウド活用スケジュール



【出典】 デジタルガバメント実行計画 (令和2年12月25日閣議決定)

